

# 重要事項説明書

## 1. 事業所の概要

事業所名	うしおだケアサービス
所在地	横浜市鶴見区矢向 1-5-29
事業者指定番号	第 1470103340 号
管理者・連絡先	坂本 真実 TEL 045-717-6017
サービス提供地域	横浜市鶴見区
併設サービス	うしおだ訪問看護ステーション（訪問看護）

## 2. 事業所の職員体制

職種	従事するサービス内容等	
管理者	管理者は、事業所の介護支援専門員等従業員の管理、指定居宅介護支援の利用申し込みにかかわる調整、業務の実施状況の把握、苦情相談の窓口、その他の管理を一元的に行います。	1名（常勤兼務）
介護支援専門員	介護支援専門員は、要介護者等からの相談に応じて課題分析に基づいてサービス利用計画を作成し、必要に応じて利用者への説明を行います。	8名（常勤専従7名・常勤兼務1名）

## 3. 業務日及び業務時間

営業日	営業時間
月曜日から土曜日。 ただし、国民の休日および祝日、5月1日、12月29日～1月3日は除く。	月曜日から土曜日 午前9時から午後5時

※営業時間外また日曜、祝日、休日は携帯電話での連絡体制を実施しております。

<お問い合わせ先> 080-1274-5938

## 4. サービス内容

介護サービスを適切にご利用いただくために、関係法令等を遵守して、次の内容のサービスを提供します。

### (1) 居宅サービス計画の作成

- ・自宅において日常生活を営むために必要なサービスを利用できるよう、身体の状態等を勘案して居宅サービス計画書を作成します。

### (2) サービス事業者やその他の者との連絡調整・協議など

- ・当該計画に基づいてサービス提供が確保されるように事業者との連絡調整を行います。

### (3) 月1回モニタリング（居宅訪問）

- ・利用者のおかれている環境の評価や抱えている問題を把握すると共に、介護サービス計画の実施状況を把握するため居宅訪問による面接を行います。

### (4) 介護保険給付の申請代行、給付管理事務

- ・居宅サービス計画の内容に基づき給付管理票を作成し国民健康保険連合会に提出します。

### (5) 介護認定の申請代行

- ・介護認定の申請やその他介護保険サービスを利用するにあたり必要な申請手続きの代行を行います。

## 5. サービス利用料及び利用者負担

- (1) 居宅サービス計画を作成した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準により、当該指定居宅支援が法定代理受理サービスである時は、利用料は徴収しません。
- (2) 指定居宅介護支援の提供にあたっては、あらかじめ、利用者または、その家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意をいただきます。
- (3) 利用者の申し出により、通常の事業の実施地域以外の居宅を訪問して指定居宅介護支援を行う場合は、それに要した交通費の実費をいただきます。なお、自動車を利用した場合の交通費は、別に定める基準（別紙、利用料金参照）によるものとします。
- (4) 居宅介護サービス計画費および居宅支援サービス計画費の利用料の支払いを受けた場合は、当該利用料の額等を記載した証明書を利用者に対して交付します。

## 6. 事業所の運営方針及び利用者の個人情報保護

- (1) 指定居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場にたち、その人権が侵害されず拡張されるよう最善の配慮のもとに、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類または特定のサービス事業者に不当に偏ることがないよう、公平中立に行います。

居宅サービス計画の作成にあたって利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求めることが可能です。

- (2) 市町村をはじめ、区内の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携・協力を図り、前項の主旨を実現するため、総合的なサービスの提供に努めます。
- (3) 職員は、業務上知りえた利用者またはその家族等の個人情報を厳正に保護します。
- (4) 職員との雇用契約にあたり、職員および職員であった者は職員でなくなった後においても、利用者またはその家族等の個人に関する情報の保護に責務を負います。

### 《個人情報の適正な保護》

2005年4月に施行された「個人情報の保護に関する法律」のっとり、契約に基づいて当事業所のサービスをご利用される方の個人情報を適正に保護します。「個人情報の保護」とは、ご利用目的の遂行に必要な範囲の情報を、私たちがお預かりし、法令に基づいて管理させていただく間、これらの個人に関する情報が、漏洩・棄損・滅失しないよう、また利用者の同意なしに第三者に提供されないようにし、同時に、利用者の求めに応じ、いつでも開示・修正・利用停止などの対処ができるようにすることです。

## 7. 職員の資質向上などその他の事項

- (1) うしおだケアサービスは、介護支援専門員等職員の資質向上のため、計画に基づいて研修を実施し、必要な業務体制を整えます。
  - ア) 採用時研修 採用後2ヶ月
  - イ) 継続研修 年2回以上
- (2) この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、公益財団法人横浜勤労者福祉協会との協議にもとづいて定めます。

## 8. 相談窓口、苦情処理について

うしおだケアサービスに関する苦情や個人情報の開示・修正をはじめとしたご利用の相談は、別紙「相談窓口・苦情相談のごあんない」のとおりです。

## 9. 運営法人の概要

名 称	公益財団法人横浜勤労者福祉協会
代 表 者 名	理事長 野末 浩之
法人本部所在地・連絡先	横浜市鶴見区矢向 1-6-20      T E L   045-574-1013

### 【実施事業の概要】

汐田総合病院、うしおだ診療所、梶山診療所、などでの医科・歯科診療を通じ、創立以来の往診・訪問看護、老人デイケアなど在宅医療・福祉に力を注いでいます。保健所・福祉事務所など行政機関をはじめ地域の開業医・病院などの医療機関・福祉施設との連携をはかり、高齢者・障害者などが安心して暮らせる地域づくりへの参画につとめています。

## 10. 事故発生時

事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

利用者に対するサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

## 11. 非常災害時等

非常災害時(暴風雨、降雪、台風、地震等)により注意報や警報、警戒宣言等が発令された場合、当事業所の判断で訪問日時等変更させていただく場合があります。その場合は速やかにご連絡します。

12. 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりである。

13. 当事業所は第三者による評価の実施状況はなし。

## 重要事項説明が行われたことの確認

(利用者控え・うしおだケアサービス控え)

介護保険制度利用にともなう「居宅サービス計画（ケアプラン）」作成依頼にもとづいて、以下の通り重要説明が行われました。

【重要事項説明を行った日付】 …… 令和 年 月 日

### 【説明の実施者】

サービス契約の締結にあたり、重要事項について文書を交付し、説明しました。  
横浜市鶴見区矢向 1-5-29  
うしおだケアサービス

説明者 \_\_\_\_\_ 印

### 【説明の確認】

本書面の内容で重要事項について交付、説明を受け、同意しました。

(利用者) 住所 横浜市鶴見区 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

上記代理人（代理人を選任した場合）

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

続柄 \_\_\_\_\_